

重大な消防法令違反のある建物名称等を ホームページに公表します

運用開始：平成31年4月1日～

(違反対象物の公表制度)

建物を安心して利用していただくために、情報公開の一環として、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を砺波地域消防組合のホームページで確認できる制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない、又は機能しない重大な消防法令違反です。

公表の方法は

砺波地域消防組合のホームページへ掲載します。
また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。



公表する内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

[砺波地域消防組合ホームページ](#)

●お問い合わせ先●

消防本部予防課 0763-32-4957

砺波消防署 0763-33-0119 南砺消防署 0763-52-0119

小矢部消防署 0766-67-0119 南砺消防署東分署 0763-82-0119

砺波地域消防組合消防本部